第八百五十条第三項	株式会社等	投資法人
株主等	投資主	
第八百五十条第四項	第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	
第八百五十一条第一項	第八百四十九条第一項	投資法人法第八十四条第四項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十二条第一項及び第二項	株主等	投資主
株式会社等	投資法人	
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	投資法人法第八十四条第四項において準用する第八百四十九条第一項
株主等	投資主	
第八百五十三条第一項	株式会社等	投資法人

第七十七条中「第二百十九条第二項及び」を「第二百十九条第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）及び第三項並びに」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十九条第二項	株券発行会社	投資法人
株券提出日	当該行為の効力が生ずる日（次項において「投資証券提出日」という。）	
当該行為があっては、株式売渡請求に係る売渡株式の取得）	当該行為	
第二百十九条第三項	株券提出日	投資証券提出日
第二百二十条第一項及び第二項	株券発行会社	投資法人

第七十七条の四の次に次の二条を加える。

（新投資口予約権者又は執行役員の責任に関する読替え）

第七十七条の四の二　法第八十八条の十七第三項の規定において新投資口予約権者又は執行役員の責任について会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）及び第二百八十六条の三の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十六条の二第二項	総株主	総投資主
第二百八十六条の三第一項	払込み又は給付	払込み
取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）	執行役員及び監督役員	
払込み又は当該給付	払込み	

（支払を求める訴えに関する読替え）

第七十七条の四の三　法第八十八条の十七第四項の規定において同条第三項において準用する会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）	投資主
第八百四十七条第四項	株主又は同項の発起人等	投資主
第八百四十七条の四第一項	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	投資法人法第八十八条の十七第四項において準用する第八百四十七条第三項又は第五項の投資法人法第八十八条の十七第三項において準用する第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴え
第八百四十七条の四第二項	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	投資主
当該株主等	当該投資主	
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	投資法人
第八百四十九条第一項	株主等又は株式会社等	投資主又は投資法人
責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	投資法人法第八十八条の十七第三項において準用する第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴え	